

公益社団法人日本スカッシュ協会 アスリート委員会規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本スカッシュ協会(以下、「本協会」という)運営規則第10条により設立されている専門委員会の一つであるアスリート委員会について定める。

第2章 目的

第2条 本委員会は、本会のスカッシュが競技の面から、一層発展することを願い、競技プレイヤーの観点から、適切な本会機関に対して意見や施策を具申と協力をすることを目的とする。

第3章 構成

第1条

委員会は、委員長 1名 委員 1名 または副委員長 1名で構成することができる。

第2条（資格）

委員となる資格は、本協会に登録している者のうち、特別強化指定選手、強化指定選手として指定された実績を有する元・現強化指定選手、及び競技において優秀な実績を有する者とする。

第3条（委員選出）

1 委員は、立候補または役員による推薦による候補者の中から常務理事によって任命される。

2 アスリート委員に立候補を希望する者は、当期委員の任期満了の3か月前までに常務理事会に対して書面で立候補を表明する。

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

第5条 アスリート委員会は年1回以上定期的に委員会を開催して、議事録を策定する。

第4章 任期

第1条（任期）

- 1 任期は1年とし、再任は妨げないが最長10年とする。
- 2 任期の満了前に退任した委員の補欠または増員として選任された委員の任期は、退任した委員または現任者の任期が満了するときまでとする。

第5章 役割

委員会の扱う議題は、以下に挙げる項目を対象とする。

- (1)ドーピング防止に関する事
- (2)選手の役割の拡大に関する事
- (3)協会と選手の相互理解に関する事
- (4)オリンピック・ムーブメントを初め、スカッシュやスポーツに関わる教育に関する事
- (5)スカッシュの普及、とくに子供やジュニア層への普及に関する事
- (6)社会貢献や国際交流に関する事
- (7)競技者のセカンドキャリアに関する事
- (8)社会に於けるロールモデルとしてのアスリートの役割に関する事
- (9)環境問題に関わる事
- (10)JOC アスリート委員会との連携に関する事
- (11)その他、選手に直接関係する事項

第6条

本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。 1) スカッシュルールの制定・改定にあたっての意見の具申と協力 2) 大会の運営（含審判）に関する意見・施策具申と協力 3) 常務理事会あるいは運営会議より諮問された事項に対する意見具申と協力 4) その他関連する事項についての意見・施策具申と協力

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は2019年3月より制定、2020年4月1日に施行する。

(2023年3月12日改訂理事会決議)